

○ 専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件

(平成十九年金融庁告示第五十三号)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第〇条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七條第二号に規定する特定業務を営む場合における第二号ロの規定の適用については、同号ロ中「掲げる者又は」とあるのは「掲げる者、」と、「掲げる者のみ」とあるのは「掲げる者又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社のみ」とする。</p>	<p>(新設)</p>